

「東久留米市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例（案）の基本的な考え方」
に対するパブリックコメントの実施結果について

募集期間 平成30年1月9日（金）～平成30年1月30日（金）

受付件数 3件（4項目）

本パブリックコメントでいただいたご意見につきまして、下記のとおり市の考え方を示します。

ご意見の要旨	ご意見に対する市の考え方
<ul style="list-style-type: none">・身近な農地は農産物を供給したり、目を楽しませるものであり、区域の規模の下限を300㎡とすることで、必要以上の生産緑地地区の減少を防止するものであるため賛成である。・東久留米市における生産緑地地区の区域の規模については、法等の改正に伴い最低限度の300㎡を希望します。・生産緑地地区というかたちで土地を留保することで、少しでも自然破壊を減らすきっかけになると考える。・生産緑地地区の区域の規模の下限を引き下げること、これまで面積が足りず指定ができなかった防災や教育、緑の空間などの機能を有する農地を確保できるものであり、下限面積の引き下げについては賛成である。	<ul style="list-style-type: none">・生産緑地地区の区域の規模の下限を引き下げること、生産緑地地区の制限の解除の際にその他の生産緑地地区の農地の一体的な解除の減少につながることや指定面積の要件緩和から新たな農地を指定することが可能となることから、生産緑地地区の保全につながるものと考えております。